



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の指定（福祉・援護課）…………… 1
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の休止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 生活保護法による医療扶助のための医療を担当させる指定医療機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課）…………… 2
- 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示（障害保健福祉課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意の認定（水産課）…………… 2
- 指定管理者の指定（企業立地推進課）…………… 3
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 3

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）…………… 3
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）…………… 4
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課）…………… 4
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課）…………… 7
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 7

### 人事委員会事項

- 沖縄県人事委員会議事規則の一部を改正する規則…………… 8

### 収用委員会事項

- 収用の裁決手続開始の決定・2件…………… 9

### 正 誤

- 平成8年5月31日付け公報定期第2470号中訂正…………… 10

## 告 示

### 沖縄県告示第201号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	指定年月日
にこにこ歯科医院	北中城村字熱田2047番地	平成24年12月13日
大北健康堂薬局	名護市大北三丁目1番63号	平成25年1月1日
健康堂薬局	名護市城一丁目2番24号	平成25年1月1日
くすみ薬局	南城市大里字大里2545番地1	平成25年1月1日
金城歯科医院	うるま市喜仲一丁目7番19号	平成25年1月7日

ヴァインドラッグ末吉薬局	那覇市首里末吉町4丁目1番地1	平成25年1月22日
かめーる歯科	豊見城市字我那覇643番地	平成25年2月1日
りんご調剤薬局糸満店	糸満市字大度515番地1	平成25年2月1日

#### 沖縄県告示第202号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を休止した旨の届出があった。

平成25年3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	休止年月日
たんぼぼ薬局病院前店	糸満市字真栄里923番地	平成25年1月31日

#### 沖縄県告示第203号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

指定医療機関の名称	指定医療機関の所在地	廃止年月日
金城歯科医院	うるま市字具志川2907番地1 2階	平成24年10月21日
大北健康堂薬局	名護市大北三丁目1番6号	平成25年1月1日
健康堂薬局	名護市城一丁目2番24号	平成25年1月1日
くすみ薬局	南城市大里字大里2545番地2	平成25年1月1日
東町外科医院	那覇市東町22番5号	平成25年1月4日
嘉手納歯科医院	那覇市久米1丁目24番13号ミネビル2階	平成25年2月1日
エンゼル歯科医院	宜野湾市真栄原三丁目17番2号	平成25年2月7日

#### 沖縄県告示第204号

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成25年3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

##### 沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程の一部を改正する告示

沖縄県障害者社会活動推進事業補助金交付規程（平成22年沖縄県告示第224号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

##### 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

#### 沖縄県告示第205号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により、平良加入区について普通損

害保険契約の締結の同意があったものと認める。

平成25年 3月22日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

#### 沖繩県告示第206号

沖繩国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例（昭和62年沖繩県条例第42号）第6条の規定により、沖繩国際物流拠点産業集積地域那覇地区の指定管理者を次のとおり指定した。

平成25年 3月22日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定管理者となる団体 沖繩自由貿易地域管理運営共同企業体 代表者 株式会社沖繩ダイケン 那覇市おもろまち1丁目1番12号、協同組合沖繩フリートレードゾーン 那覇市字鏡水崎原地先
- 2 指定の期間 平成25年 4月 1日から平成28年 3月31日まで

#### 沖繩県告示第207号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、昭和49年沖繩県告示第121号で認可した名護都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年 3月22日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画下水道事業
  - (2) 名称 名護市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年 3月22日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 昭和49年沖繩県告示第121号、昭和51年沖繩県告示第397号、昭和53年沖繩県告示第283号、昭和56年沖繩県告示第198号、昭和62年沖繩県告示第440号、昭和63年沖繩県告示第704号、平成8年沖繩県告示第374号、平成12年沖繩県告示第924号、平成16年沖繩県告示第277号及び平成22年沖繩県告示第133号の事業地に、名護市字伊差川を加え、大北二丁目及び大北三丁目地内において事業地を変更する。
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長及び事業地の変更

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖繩県環境生活部県民生活課において、平成25年 5月 7日まで縦覧に供する。

平成25年 3月22日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 3月 8日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 P e a c e
- 3 代表者の氏名 渡辺正一
- 4 主たる事務所の所在地 沖繩県那覇市金城2丁目13番地2メゾンルミナス201
- 5 定款に記載された目的 この法人は、身体、知的、精神に障がいのある全ての人を持つ『想い』や『人格』や『個性』を大切に生活地域社会の中で自立生活を送るために必要なサービスを提供し、かつ生活上の困難を克服していくための援助をし、多様なニーズに対する、生活支援事業、相談支援事業、職業支援事業の運営をする。又、障がい者福祉の啓発活動、権利擁護活動等を行い、障がいの有無にかかわらずお

互い助け合い安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年4月17日まで縦覧に供する。

平成25年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年2月18日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ブルティータ沖繩フットボールクラブ
- 3 代表者の氏名 新城正樹
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市山下町11番1号メゾンヒデ305
- 5 定款に記載された目的 この法人は、沖縄県那覇市を活動の拠点とし、青少年・少女の健全育成に関するスポーツを中心とした様々な活動を通して、まちづくりや人材育成をはかりながら地域共同体の発展に寄与することを目的とする。また、次世代を担う競技者・指導者の育成を図りスポーツ文化の振興に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成25年3月22日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年1月23日  
(2) 商号名 湯川ペイント  
(3) 代表者名 湯川建興  
(4) 所在地 石垣市字大浜514番地9  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第4144号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月7日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年1月28日  
(2) 商号名 有限会社平山工務店  
(3) 代表者名 平山進  
(4) 所在地 国頭郡今帰仁村字天底43番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7047号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月9日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年1月28日  
(2) 商号名 株式会社光明  
(3) 代表者名 尹明姫  
(4) 所在地 沖縄市知花六丁目11番40号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第11748号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月9日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年1月28日  
(2) 商号名 有限会社美川畳工業  
(3) 代表者名 伊集朝輝  
(4) 所在地 うるま市字喜屋武313番地

- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第4152号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成25年1月28日  
(2) 商号名 有限会社丸清産業  
(3) 代表者名 伊吉弘  
(4) 所在地 島尻郡南風原町字山川449番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第5271号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月16日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成25年2月6日  
(2) 商号名 オリμπア工務店  
(3) 代表者名 垣花敏之  
(4) 所在地 那覇市辻1丁目12番2号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第11334号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成25年2月6日  
(2) 商号名 有限会社福建  
(3) 代表者名 上地健佑  
(4) 所在地 石垣市字真栄里97番地4  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第5484号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成25年2月6日  
(2) 商号名 株式会社万翔プランニング  
(3) 代表者名 玉元智光  
(4) 所在地 豊見城市字高安597番地3  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-24）第12078号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成25年2月6日  
(2) 商号名 株式会社松山電工  
(3) 代表者名 仲里学  
(4) 所在地 那覇市久米1丁目5番22号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第11296号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成25年2月12日  
(2) 商号名 株式会社弘建  
(3) 代表者名 許田弘  
(4) 所在地 中頭郡北谷町字伊平411番地3第3東和ビル2階10号



- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23) 第6803号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年2月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成25年2月14日
- (2) 商号名 合資会社ヤナギ電設工業
- (3) 代表者名 仲宗根勉
- (4) 所在地 名護市宇屋部1716番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24) 第4894号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち消防施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年2月4日付けで、建設業法第12条に基づき消防施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成25年2月14日
- (2) 商号名 株式会社大一土木
- (3) 代表者名 大里誠
- (4) 所在地 浦添市港川一丁目39番11号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23) 第7219号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年1月30日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成25年2月14日
- (2) 商号名 株式会社高橋土建
- (3) 代表者名 赤嶺栄
- (4) 所在地 那覇市前島3丁目13番11号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24) 第381号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年1月7日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成25年2月15日
- (2) 商号名 比嘉基礎工事
- (3) 代表者名 比嘉勉
- (4) 所在地 那覇市古波蔵3丁目15番3号3階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第10986号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年2月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成25年2月22日
- (2) 商号名 有限会社伊世開発
- (3) 代表者名 伊集薫
- (4) 所在地 南城市大里字稲嶺1253番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22) 第7587号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成25年2月12日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成25年2月27日
- (2) 商号名 東亜海事有限会社

- (3) 代表者名 與那覇勝雄  
(4) 所在地 那覇市東町14番3号浜川ビル3階  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9651号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成25年2月27日  
(2) 商号名 仲弘土建株式会社  
(3) 代表者名 仲村弘  
(4) 所在地 南城市佐敷字佐敷38番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第7992号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年2月25日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成25年2月28日  
(2) 商号名 有限会社知念重機産業  
(3) 代表者名 東風平正明  
(4) 所在地 宮古郡多良間村字塩川219番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-20)第9175号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年2月21日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成25年3月8日  
(2) 商号名 有限会社宗幸建設  
(3) 代表者名 濱比嘉宗徳  
(4) 所在地 国頭郡宜野座村字宜野座381番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第8388号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、電気工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年2月28日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、電気工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成25年3月8日  
(2) 商号名 有限会社ヨシダ産業  
(3) 代表者名 吉田武  
(4) 所在地 南城市玉城字船越5番地10  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第8480号  
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 平成25年3月1日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、糸満市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 2・2・糸18号町端公園
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

---

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了した

ので、検査済証を交付した。

平成25年 3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 6月 4日 沖縄県指令士第762号、平成25年 2月22日 沖縄県指令士第144号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字新川608番及び611番 1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字新開 1 番地82 嘉数政人
- 5 検査済証番号 平成25年 3月11日 第3077号
- 6 工事完了年月日 平成25年 2月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年 3月22日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年 3月30日 沖縄県指令士第312号、平成25年 1月29日 沖縄県指令士第55号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南城市大里字古堅1287番 1 ほか19筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、避難通路及び緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 南城市大里字大城538番の 8 株式会社大成 代表取締役 吉田敏彦
- 5 検査済証番号 平成25年 3月14日 第3078号
- 6 工事完了年月日 平成25年 2月15日

## 人 事 委 員 会 事 項

沖縄県人事委員会議事規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月22日

沖縄県人事委員会

委員長 玉 城 健

沖縄県人事委員会規則第 2 号

### 沖縄県人事委員会議事規則の一部を改正する規則

沖縄県人事委員会議事規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「火曜日午後 3 時から」を「火曜日に」に、「行う」を「開催することを例とする」に改める。

第 4 条第 1 項中「委員長の招集または人事委員の過半数の要求に基づき前条に定める場所において開くことができる」を「委員長が必要と認めたとき、又は過半数の人事委員から請求があつたとき、委員長が招集する」に改め、同条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 臨時会は、前条第 1 項に定める場所において開くことができる。

### 附 則

この規則は、平成25年 4月 1 日から施行する。



## 収 用 委 員 会 事 項

### 沖縄県収用委員会告示第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成25年 3月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 名護市
- 2 事業の種類 名護都市計画道路3・4・名27号大北大西線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市大北五丁目	4347番1	宅地	宅地 公衆用道路	1087.00	1090.42	268.79	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のPK17、P44、PK18、KY490、KY491、Y492、Y493、Y494、KY495、Y624、657、656、675、Y500及びPK17の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である（注に係る別紙図面は、省略する。）。

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
金城嵩	沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2288番地563

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成25年 3月14日

### 沖縄県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成25年 3月22日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 名護市
- 2 事業の種類 名護都市計画道路3・4・名27号大北大西線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用しようとする土地の面積(m <sup>2</sup> )	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市大北五丁目	4347番2	公衆用道路	宅地 公衆用道路	33.00	33.61	25.82	注

注 収用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のPK18、PK19、Y508、Y492、KY491、KY490及びPK18の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である（注に係る別紙図面は、省略する。）。

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
大城浩二	沖縄県宜野湾市真志喜二丁目16番1-303号ライオンズヴィラ真志喜

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
金城嵩	沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2288番地563	賃借権

6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成25年 3月14日

正 誤

平成 8年 5月31日付け公報定期第2470号掲載の「沖縄県自動車等管理規程の一部を改定する訓令（沖縄県訓令第37号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
10	下から 2	専用者	専用車

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目 9番16号
---	--